

～家畜人工授精に関する講習会の受講の申請に、 住民票の写しの添付が原則不要となります～

平成25年4月1日から、県内にお住まいの申請者の住所や氏名の確認を住民基本台帳ネットワークシステムで行うことにより、家畜人工授精に関する講習会の受講の申請に必要な書類が、以下のとおり変更となります。

1 変更となる事務の概要

家畜人工授精業務を行うためには、獣医師もしくは家畜人工授精師の免許が必要になります(自己管理の家畜を除く)。家畜人工授精師の免許取得には各都道府県等が開催する「家畜人工授精に関する講習会」を受講し、修業試験に合格後、免許の申請の手続きが必要になります。

家畜人工授精に関する講習会の受講の申請をするとき、これまで主に住民票の写しの提出により住所の確認を行っていましたが、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行います。

2 必要書類について

住民票の写しの提出が不要になります。(ただし、県外に住所地を有する場合は、住民票が必要です)

新	旧
(必要なもの) 家畜人工授精師等講習会申込書 履歴書(写真貼付)	(必要なもの) 家畜人工授精師等講習会申込書 <u>住民票の写し</u> 履歴書(写真貼付)

3 お問い合わせ

千葉市中央区市場町1番1号
千葉県農林水産部畜産課生産振興室
電話 043-223-2943
FAX 043-222-3098